

議案第14号

亀山市市民農園条例の一部改正について

亀山市市民農園条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月20日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市市民農園条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市市民農園条例の一部を改正する条例

亀山市市民農園条例（平成17年亀山市条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(使用料) 第11条 使用者は、1区画当たり年額 <u>9,900円</u> を市長が指定する日までに納付しなければならない。	(使用料) 第11条 使用者は、1区画当たり年額 <u>6,000円</u> を市長が指定する日までに納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。